

西部処理区運営事業 要求水準書（案）に関する質問書

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
1	3	第1	4			本事業の対象用地	現在、第3系水処理施設の東側用地は資材や掘削残土置き場として利用されていますが、事業開始時には撤去され、運営権者は敷地境界まで用地を活用できると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
2	3	第1	4			注記2	「なお、廃止時期については今後見直しの可能性がある。」とありますが、雨水ポンプ場は重要施設で降雨対応のための人員配置を確実とする組織体制が必要と考えられます。廃止時期が変更となった場合には、各種計画書、技術提案する人員や業務に関する費用の見直しが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
3	5	第2	(5)	ア	②	1) 運転管理業務 エネルギー管理及びユーティリティ管理	エネルギー管理では、要求水準書（案）の質問回答のNo.52において西部浄化センターが特定事業者にご回答いただいております。西部浄化センターは第2種特定事業者でしょうか、ご教示ください。	現在は西部浄化センターを含む宇部市全体の施設を特定事業者として報告しています。西部浄化センター単体としては特定事業者にしておりません
4	5	第2	(5)	ア	②	1) 運転管理業務 エネルギー管理及びユーティリティ管理	エネルギー管理では、要求水準書（案）の質問回答のNo.53においてエネルギー管理者の選任は事業者にご回答いただいております。現在もエネルギー管理者を選任されているのでしょうか、ご教示ください。	現在、西部浄化センターを含む宇部市全体の施設のエネルギー管理統括者は宇部市副市長、エネルギー管理企画推進者は環境政策課長です。
5	5	第2		(5)	イ	附帯事業	附帯事業に係る土木・建築（建築附帯設備を含む）の設計、工事は、市が実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	附帯事業に係る土木・建築の設計、工事は市が実施します。 ただし、機械電気設備の基礎（杭基礎含む）などは事業者による実施になります
6	7	第3	1	(3)		年間事業計画に関する事項	当該年度の改築工事については、年度当初の交付金内示結果に応じて確定されるものと考えます。その場合、事業開始30日前や前年度2月末日までに提出してもその後すぐに内容が変わる可能性が高く、情報としてはさして有益ではない（又はかえって混乱を招く）と考えます。 改築に関する記載内容（当該年度発注予定工事）については具体的な工事件名や内容としなくても良いと考えますがいかがでしょうか。	内示結果を受けてからの事業調整を円滑に行う為、現行とします。
7	8	第3	2	(1)	イ	組織体制	本項は組織の体制について記載された内容という理解ですが、「適切なリスクの分担が図られている体制を確保すること」とあります。組織の中で適切なリスク分担を図るとはどのような意味でしょうか（SPCが組織としてリスクを受け持つものと思料します）。	欠員等が生じた時のバックアップ体制を確保するなどです。
8	8	第3	2	(2)		委託等	「以下に掲げる業務については、委託等を禁ずる」とありますが、構成員（SPCの株主）へ委託することは可能という理解でよろしいでしょうか。	SPCによる統括が行われているば可能です
9	8	第3	2	(2)		委託等	「以下に掲げる業務については、委託等を禁ずる」とありますが、事業者による統括が行われていることを前提に一部を委託することは可能という理解でよろしいでしょうか。 要求水準書（案）の質問回答No. 34でご回答いただいておりますが、改めての確認になります。	ご理解のとおりです。
10	8	第3	2	(2)	③	実施体制の確保 委託等	改築に関する業務の内、企画・調整等に関する業務の詳細についてご教示願います。（貴市の「実施方針(素案)」に関する質問等の回答」No. 76(' 24/2/1)では、詳細は募集要項等で示すとご回答頂いております。）	改築・再構築計画の立案、国費の内示額や他処理区との予算及び施工時期等の調整です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
11	10	第3	5	(4)	ア	災害、事故等を想定した訓練の実施	「訓練を行うこと」とありますが、市と事業者が合同で訓練を行うことは想定されていますでしょうか。	現時点は想定していません
12	11	第3	10		ウ	環境対策	西部浄化センターの発生汚泥の所有権は貴市でしょうか、それとも事業者でしょうか。弊社の理解ではそのいずれかに関わらず発生汚泥の処分は事業者の裁量範囲と理解しておりますが合っているでしょうか。 例えば、任意事業等で下水汚泥の有価利用等を実施する場合等は（貴市のご承認を前提として）事業者の裁量に委ねられていると理解しています。	汚泥の所有権は、市にあります。裁量も事業者に委ねられていますが、内容等については、双方の協議により決定したいと考えます。
13	11	第3	11	(1)	ア	地域貢献	地元企業の定義についてお伺いします。 要求水準書（案）の質問回答No.57において、地元企業の定義は「宇部市内の企業もしくは市内に支店、営業所等がある企業」とあります。 ここでいう「支店、営業所等」とは「常駐の職員が常時活動を行っている常設の事務所（例：プラント企業のサービス拠点、維持管理企業の運転管理拠点）」を含むという理解でよろしいでしょうか。	地元企業は宇部市内に本店を置く企業。ただし、融資等の資金調達面で事業参画する金融機関等については、宇部市内に支店を置く企業です。
14	11	第3	11	(2)	ア	地域住民等とのコミュニケーション	「市が主催する広報活動」とありますが、市が現状実施されている広報活動の中で、事業者に協力要請する見込みがあるものがありましたらご教示いただきたくお願いします。	一例として、市広報誌や市HP、宇部日報への広報掲載、国等からの講演依頼の対応等です。要求水準書（案）に関する質問等の回答（R6.9.5公表）のNo62を参照下さい。
15	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	事業終了時に事業者が貴市へ引き渡す際には健全度3を担保することが求められています。一方で、要求水準（案）に関する質問回答No.70では「貴市から事業者へ引渡しを行う際に、健全度3に満たない設備がある場合は協議を行う」と回答いただいております。貴市と事業者の公正性の観点からも、基本的には事業開始前に健全度3の状態での引渡しが必要だと思いますが、事業開始前に健全度3に満たない設備がある場合は協議を行い、事業者で対応した場合は当該費用を貴市に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に関する質問等の回答（R6.9.5公表）のNo70を参照下さい。
16	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	「事業者が別途、管理用システムを用意し管理することを妨げないが、市が要望した場合、CSV あるいはEXCEL 形式等の汎用的なファイル形式にて、管理情報を市に提出すること。」とありますが、指定されているのはファイル形式のみで、フォーマットは運営権者が定めたものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	「状態監視保全資産について健全度調査を実施し、～」とありますが、保全方式は事業期間の保全計画そして改築/修繕に影響する重要な評価基準であり、特に令和10年度以降は事業者の保全方針に応じて適宜変更が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、その場合市との協議の上決定します。
18	12	第4	1	(3)		運営権設定対象資産の健全度把握のための取組	健全度調査の対象単位は、貴市がこれまで調査対象としてきた設備単位でしょうか。本事業開始日より1年以内に部品単位の健全度調査までは難しいと考えているため調査単位についてご教示ください。	設備単位を想定しております。
19	12	第4	1	(4)	ア	維持管理体制	②の「常時監視制御及び巡回監視を行うこと」について、現場常駐者の要否はどう理解すべきでしょうか。法的に問題なく安全性や信頼性を確保できれば、無人による遠隔監視も許容されるという理解で良いですか。	法的に問題なく安全性や信頼性を確保できれば可能です
20	13	第4	1	(4)	イ	従事職員が有すべき資格	⑨に消火器・自動火災報知設備等の点検資格者として「消防設備士」が記載されていますが、消防設備士でなくとも当該点検ができる資格（消防設備士点検資格者1種、2種）があれば可能との認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
21	14	第4	2	(1)	ア	水量に関する流入基準	表4水量に関する流入基準に記載されている日最大流入水量を超えて流入する場合は、流入ゲートを閉めて施設の浸水を防ぐことは可能と考えてよろしいでしょうか。	No26の回答を参照下さい。
22	14	第4	2	(2)		放流基準	放流水質のBODの要求水準が10mg/Lとなっていますが、標準活性汚泥法では安定して10mg/Lの放流水質を維持することは困難と考えられます。 事業計画値が15mg/Lとされている中で、管理目標値ではなく、要求水準として10mg/Lに設定された技術的な理由（根拠）をご教示いただけないでしょうか。 要求水準が技術的な基準以上に高度に設定されることは、双方にとっての足枷になることや運営費用の高騰につながることを懸念しています。もし特段の意図がない場合は、BODの放流水質10mg/Lは要求水準ではなく管理目標値に変更いただきたくご検討をお願いします。	現状の要求水準欄にある値は管理目標値とし、別途要求水準値を示します。
23	14	第4	2	(2)		放流基準	放流水質の基準にT-N、T-Pが設定されておりますが、標準活性汚泥法では処理することは困難と考えられます。 下水道事業計画値では設定されていない値を管理目標値等ではなく、要求水準として設定される技術的な理由（根拠）をご教示いただけないでしょうか。 要求水準が技術的な基準以上に高度に設定されることは、双方にとっての足枷になることや運営費用の高騰につながることを懸念します。もし特段の意図がない場合は、T-N、T-Pの放流水質は要求水準ではなく管理目標値に変更いただきたくご検討をお願いします。	No22の回答を参照下さい。
24	16	第4	3	(1)		提出すべき維持管理計画書の内容（表7）	修繕計画書（全体・中期）の記載内容に「概算費用」を示すことが規定されておりますが、修繕内容は状況に応じて変わるものと考えます。長期にわたって内容を特定し概算費用まで算出することは、内容が変更した際の見直し（再提出等）の手間が発生するだけでなく、費用算出にも相当な手間が発生することを懸念します。コンセッション事業の業務範囲において、概算費用の提示を求める理由をご教示いただけないでしょうか。 もし特段の意図がない場合は、概算費用は削除いただきたくご検討をお願いします。	概ねの修理費を把握したいためです。概算費用については、提案時に想定された金額をお示しください
25	18	第4	4	(1)	ア	大雨による異常流入への対応	「玉川ポンプ場との運転調整については、市と協議・調整して運転管理を行い」と記載されています。 緊急を要する場合は、玉川ポンプ場の運転員と調整を取ることも可能との認識でよろしいでしょうか。	No26の回答を参照下さい。
26	18	第4	4	(1)	ア	大雨による異常流入への対応	要求水準書に関する質問書No. 117より「玉川ポンプ場への連絡や指示は、貴市が行うとの理解でよろしいでしょうか。」という質問に対して、「事業者からの提案を受け、協議により決定するものとします。」と回答いただいております。異常流入時の雨水リスクは貴市であるという観点からも、双方協議をして運用方法を合意し、実運用においてその運用方法から逸脱する場合には、貴市が玉川ポンプ場へ指示を行うという理解でよろしいでしょうか。	臨機に対応できるよう、3者でルールを協議したいと考えてます。
27	18	第4	4	(3)	ア	水質検査及び水質試験	「市にて分析対応可能」とありますが、事業者には費用負担は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	20	第4	4	(4)	イ	ユーティリティ管理	「薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとすること」と記載されています。 運営権者が自ら品質及び規格を定めるとの認識でよろしいでしょうか。	汚泥搬出先の合意がある上でご理解のとおり

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
29	20	第4	4	(4)	イ	ユーティリティ管理	「薬品及び燃料の調達にあたっては、適切な品質及び規格のものとすること」と記載されています。 運営権者が自ら品質及び規格を定める際、貴市の承諾を得る必要がないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	20	第4	4	(4)	イ	ユーティリティ管理	公共施設等運営事業の水道料金は運営権者負担と理解しています。現契約の口径や用途等の契約内容をご教示ください。	口径50A、一般用です
31	20	第4	4	(5)	イ	廃棄物管理	運営権対象施設において事業者は、廃掃法上の「排出事業者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
32	20	第4	4	(5)	イ	廃棄物管理	注釈に「宇部市が現在契約している污泥処分先を継続して利用する場合は、脱水ケーキ含水率75%以上84%以下を遵守すること」とありますが、污泥処分先との協議により合意できれば、当該範囲外の含水率でも問題はないという理解でよろしいでしょうか。	協議は事業者側が直接行う前提でご理解のとおりです。
33	21	第4	5	(2)	—	調査	「改築時期や範囲を特定するための基礎資料となるため、客観的に調査結果の妥当性が判断できるよう努めること」と記載されています。 客観的に調査結果の妥当性を判断できる状態とは、どのようなことを示しているのでしょうか。ご教示ください。	調査者以外の第三者が調査結果を確認した際、状態の経年変化が比較できるように調査条件を揃える等になります。
34	22	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	運営権対象施設において事業者は、電気事業法上の「設置者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。なお、事業者が「みなし設置者」である場合は、設置者（市）と事業者との電気事業法上の責任分担等が約款A及び要求水準書の双方に記載がありませんので、約款又は要求水準書のいずれかに記載が必要と考えますので、追記をお願い致します。	事業者はみなし設置者となります。要求水準書（案）に関する質問等の回答（R6.9.5公表）のNo149を参照下さい。本事業では、電気設備維持管理に関して効率的な運用を期待するものですので、電気事業法他関係法令に抵触しない範囲で、運営権者に保安規定の策定を求めます。
35	22	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	運営権対象施設において事業者は、電気事業法上の「設置者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。なお、事業者が「みなし設置者」である場合は、設置者（市）と事業者との電気事業法上の責任分担等が約款A及び要求水準書の双方に記載がありませんので、約款又は要求水準書のいずれかに記載が必要と考えますので、追記をお願い致します。	No. 34の回答を参照下さい。
36	22	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	事業者が電気主任技術者を選任するとともに、保安規定及び主任技術者の届出は、事業者が行うとなっていますが、現在使用中の保安規定を開示いただけますでしょうか。	開示します。
37	22	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	事業者（運営権者）は電気事業法上の電気工作物の「設置者」か「みなし設置者」か文章からははっきり読み取れないのですが、どちらになりますか。	No. 34の回答を参照下さい。
38	22	第4	5	(4)	イ	電気工作物に関する事項	事業者から構成員等に運転管理業務を委託する場合、「維持・管理の主体である者」として同委託先をみなし設置者とすることは可能ですか。すなわち、市（設置者）、事業者（一）、事業者からの運転管理業務委託先（みなし設置者）とすることはできますか。	No. 34の回答を参照下さい。
39	23	第5	1			改築に関する要求水準	再構築対象について、管廊など建屋と続きとなっている箇所があります。再構築の対象となる範囲を明確に図示頂くことは可能でしょうか。	開示DVD No. 12の西部T改築事業費_見直し版.xlsx中、工事区分のシートを参照下さい。
40	23	第5	1	(2)		業務範囲 表9工種区分別業務範囲	土木構造物と機械設備の業務範囲において、配管の所掌はどのように考えればよろしいでしょうか。機械設備の金額精査を行うにあたって機械に付属する配管、バルブはどこまで見込むべきかご教示ください。また、9月11日に開示頂いた改築事業費の機械設備の金額の算出根拠は本ご回答内容と同じ条件と考えてよろしいでしょうか。	前段は、開示DVD No. 12の西部T改築事業費_見直し版.xlsx中、工事区分のシートを参照下さい。後段はご理解のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
41	23	第5	1	(2)		業務範囲 表9工種区分別業務範囲	土木構造物と機械設備の業務範囲において、再構築（建替）の際の配管の所掌分けはどのように考えたら良いかご教示ください。例えば、室内配管は機械所掌、室外及び地中配管は土木所掌というような方針をご教示ください。	開示DVD No. 12の西部T改築事業費_見直し版.xlsx中、工事区分のシートを参照下さい。
42	23	第5	1	(2)	ア	改築計画の提案	R6年9月11日～開示資料「西部T改築事業費_見直し版」の中で、再構築施設の土木・建築費用を提示いただいております。評価基準項目「その他提案」の中で、概算工事費や低減額の提示が求められておりますので、その低減額の提示のために、再構築施設の設備単位ごとの土木・建築費用やその内訳（例：水処理設備では、最初沈殿池、反応タンク、最終沈殿池、塩素混和池等）もご提示いただけないでしょうか。	既存施設の単純更新を行う場合の標準的な概算工事費として提示しており、内訳等はありません。
43	23	第5	1	(2)		業務範囲	西部浄化センターの土木構造物及び建築物の改築は運営権者の業務外となっておりますが、これは事業期間中西部浄化センターの土木構造物及び建築物の改築は行われない前提との理解でよろしいでしょうか。	事業期間中の土木、建築の改築は実施予定です。開示DVD No. 12の西部T改築事業費_見直し版.xlsxを参照下さい。
44	23	第5	1	(2)		業務範囲	西部浄化センターの土木構造物及び建築物の改築が市によって事業期間中に行われる想定の場合、当該改築によって、運営権者の改築業務の内容、スケジュール及びコストは大きな影響を受けます。この場合、市による改築実施にあたり、運営権者との十分な協議を行い、当該改築によって運営権者に発生する損害や提案上予定できなかった増加費用は市に負担いただけることをご確認ください。	事前に事業者と十分な協議を行い、増加費用が発生しないよう双方納得の上実施します。
45	23	第5	1	(2)		業務範囲	表9「工種区分別の業務範囲」と、開示資料「西部浄化センター改築事業費（見直し版）」とで、再構築における建築附帯設備について市と事業者の業務範囲に相違があるようにお見受けします。表9と開示資料のどちらを正とすべきか、ご教示をお願いします。	表9は業務範囲の基本的な考え方を示しています。詳細な業務範囲は開示資料「西部浄化センター改築事業費（見直し版）」となります。再構築における土木建築は市が実施しますが、建築附帯設備は本事業に含まれます。
46	23	第5	1	(2)		業務範囲	西部浄化センターの土木構造物及び建築物の改築が市によって事業期間中に行われる想定の場合、当該改築によって、運営権者の改築業務の内容、スケジュール及びコストは大きな影響を受けます。この場合、市による改築実施にあたり、運営権者との十分な協議を行い、当該改築によって運営権者に発生する損害や提案上予定できなかった増加費用は市に負担いただけることをご確認ください。	No44の回答を参照下さい。
47	23	第5	1	(2)		業務範囲	西部浄化センターの土木構造物及び建築物の改築が市によって事業期間中に行われる想定の場合、当該改築によって、運営権者の改築業務の内容、スケジュール及びコストは大きな影響を受けます。この場合、市による改築実施にあたり、運営権者との十分な協議を行い、当該改築によって運営権者に発生する損害や提案上予定できなかった増加費用は市に負担いただけることをご理解ください。	No44の回答を参照下さい。
48	23	第5	1	(3)		業務内容	再構築（建替）に係る各種検討業務や計画策定業務は「ア 改築計画の提案」の中に含み、再構築（建替）に係る設計業務や工事業務は「イ 改築設計・工事の実施」の中に含むものと考えればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	23	第5	1	(4)	ウ	工事監督業務	国交付金を活用して工事監督業務を外部委託することができることを確認させてください。	必要な資格を有することで委託は可能です。ただし、交付金要件等が変わった場合には、ご承知ください。
50	23	第5	1	(4)	エ	市が行う検査の対応	工事に係る責任者とは施工業者側の責任者ですか。市の検査に合格するまで工事代金が支払われない場合、工事請負契約はSPC－施工業者－市の三者で締結することになるのでしょうか。	工事に係る責任者とは施工業者側の責任者です。工事請負契約はSPCと施工業者の二者となります
51	23	第5	2			改築費用に関する基本的事項	「事業年度毎に支払う」と記載がありますが、支払いは工事単位で行われるという理解よろしいでしょうか。	契約単位でお支払いする予定です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
52	24	第5	2			改築費用に関する基本的事項	前払い及び部分払いを希望する場合、その前払い及び部分払いとする上限額や比率他、支払条件をご教示いただけますでしょうか？事業計画及び資金計画を策定する上で必要になりますので、予めお示しいただきたく存じます。	前払いは契約額100万円以上が対象で工事の場合は4割、委託の場合は3割（10万円未満切捨て）、部分払いは契約額？当該年度額？1000万円以上が対象で出来高金額の9割が上限です
53	24	第5	2			改築費用に関する基本的事項	前払い及び部分払いを可とするとありますが、SPCから外部の施工業者に発注する場合（ほとんどの場合そうなると想定します）でも市からの前払いは可能ですか。	前払金保証契約がある場合は、可能です。
54	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	「更新対象設備の性能は、基本的に提案内容に基づくものとするが、更新時期によっては最新の技術情報、将来の技術の変化等も考慮すること」と記載されていますが、将来技術や規格の変化は予見することが困難なため、現行技術及び規格に基づいて改築計画を立てることになります。事業期間中に技術や規格等の変化し、提案時に提出した改築費に変更を要する場合には改築内容や改築費について貴市と協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	30年間の上限額内での協議となります
55	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	「既存設備に関しては、劣化によるぐらつきの有無等について点検し、必要に応じて安全性を確保する措置を講じること」と記載がされていますが、本事業開始日である令和8年4月1日においては、既存設備全体の安全性を確保する措置は貴市によって講じられていると理解してよろしいでしょうか。	措置の必要性を協議のうえ市が実施します。
56	24	第5	3	(2)		改築対象設備の性能、品質、規格等	要求水準案No.182にて、「施設の設計に必要となる設計諸元（設計水量、計画水質等）は、事業者で設定するとの理解でよろしいでしょうか。」に対して「事業計画値の範囲内で台数編成等は事業者からの提案によります。」と回答いただいています。基本的には事業計画（容量計算）に記載の設計緒言値を適用し、将来の改築に関する提案の設計条件（水質/水量等）は応募者にて設定するという理解でよろしいでしょうか。	現況を考慮し、将来を見据えた上、諸元値を設定し実施してください。
57	24	第5	3	(2)	イ	耐震性の確保	土木/建築躯体の耐震化について質問します。要求水準書（案）の質問回答No.188では「現有施設の耐震補強工事の予定はありません」とあります。事業期間中に施設の経年劣化等により耐震化が必要になった場合には、貴市の判断及び費用負担により耐震化を行うという理解でよろしいでしょうか。	経年劣化では耐震化しません。
58	24	第5	3	(2)	ウ	既存躯体構造の保全	既存の躯体の構造計算書及び耐震診断結果（耐震計算書）の所在をご教示いただけますでしょうか。計算書が存在しない施設があればご教示いただけないでしょうか。	追加資料を別途開示します。
59	26	第5	5	(1)	ア	安全性の確保	「（イ）災害又は事故等の緊急時において、施設を安全に停止できるシステムとすること。」とのことですが、（イ）の主旨は「（ウ）災害又は事故等のフェールセーフ機能として、インターロック回路の構築やバックアップを考慮すること。」と同義であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	26	第5	5	(1)	ア	安全性の確保	「（エ）施設敷地内を安全かつ衛生的に保つための対策を講じること。」の具体的な留意事項をご教示いただけないでしょうか。	第5の5(2)ア⑤安全管理を確保するための事項と考えます。具体には清掃、整理、整頓、草刈、剪定等が考えられます。
61	26	第5	5	(1)	イ	積算	「設計が必要な場合」と記載されていますが、設計が不要なものもあるという理解でよろしいでしょうか。また、この判断はどのようなプロセスで実施すればよろしいでしょうか（貴市への確認が必要等）。	交付金対象事業以外で契約額20万円未満（税込）のもの等が想定されます。
62	26	第5	5	(2)		工事の実施	全般的にSPC=事業者=請負業者（工事施工者）という書きぶりですが、監督員、管理者、工事責任者をSPCのみで行うことはできません。工事の際の役割分担がどのような想定なのかご教示ください。	第5の1(4)改築実施体制のとおりです。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
63	26	第5	5	(2)	ア	基本事項	④にて施工管理は事業者が行うことになっていますが、施工監理の方は市が実施されるのでしょうか。	SPCが発注した工事の施工管理は、工事を受注した業者にて実施することになります
64	28	第5	5	(2)	ウ	完成書類及び完成図書の提出と検査の実施	『「完成図書作成要領」で求められる完成図書』と記載がありますが、「完成図書作成要領」とは何のことでしょうか。	追加資料を別途開示します。
65	28	第5	5	(2)	ウ	完成書類及び完成図書の提出と検査の実施	「②仮完成図書」の「仮」はあくまでも検査対象の書類であり、検査後に「仮」が取れたものを提出するという理解でよろしいでしょうか。 なお、この時、特に修正事項がなければ同一の書類を「完成図書」として取り扱ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	29	第5	8		イ	工事実績データに関する事項	工事を実施するものがSPCからの発注先である場合（発注者≠市）でも、CORINSデータの確認は市で行うということになりますか。	ご理解のとおりです。
67	29	第5	8		イ	工事実績データに関する事項	工事金額500万円未満の場合はCORINS対象外とのこと（要求水準書案に対するQ&AのNo. 236）ですので、要求水準書にもその旨明記いただけないでしょうか。	工事実施時点のCORINS登録対象額に準じるため追記しません。
68	32	第8	2			引継事項	契約終了時の引継文書の作成については承知しますが、事業開始前にも同内容の引継文書を作成・提供いただくことを強く要望します。引継文書のないまま引継計画の作成を要求されていますが、これは現実的ではないと考えます。ご検討いただけるようお願いいたします。	現在行っている西部処理区の包括委託の引継事項に同様の条件を求めています。従って、コンセッション事業者へ引継ぎ文書を提供することになります。
69	32	第8	2			引継事項	契約終了時の引継文書の作成については承知しますが、事業開始前にも同内容の引継文書を作成・提供いただくことを強く要望します。引継文書がないまま引継計画の作成を要求されていますが、これは現実的ではありません。	No68の回答を参照下さい。
70	32	第8	2			引継事項	契約終了時の引継文書の作成については承知しますが、事業開始前にも同内容の引継文書を作成・提供いただくことを強く要望します。引継文書のないまま引継計画の作成を要求されていますが、これは現実的ではありません。	No68の回答を参照下さい。
71	32	第8	2		カ	引継事項	「市からの貸与品の一覧」とありますが、契約上、貸与を受けるものが想定されていないため、基本的には存在しないという理解です。具体的に何か想定されるものがあるのでしょうか。	現時点で貸与するものは想定していません
72	32	第8	3		エ	その他引継事項	エに「本事業に関して事業者が有する財務及び運営、 技術に関するすべての最新文書を市又は次期運営主体に・・・」とありますが、事業者の財務に関する最新文章を次期運営主体に提供する必要があるのでしょうか。その理由について、ご教示ください。財務については、次期運営主体が考え対応すべき事項と考えます。	財務については、公表される決算資料で作成される内容となります。引継ぎ事項として求めます。
73	33	第9	1	(4)	①	本業務の範囲、運転管理業務・雨水ポンプ施設の運転	雨水ポンプ施設の運転で、過去にエンジンポンプを長時間使用し冷却水温度が上昇してエンジンが緊急停止したことがありますでしょうか。	小串ポンプ場でエンジン冷却水の温調弁の故障により発生した事がありましたが、現在は修理済みです。
74	34	第9		(5)	ア	有資格者の配置	⑨に消火器・自動火災報知設備等の点検資格者として「消防設備士」が記載されていますが、消防設備士でなくとも当該点検ができる資格（消防設備士点検資格者1種、2種）があれば可能との認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
75	34	第9	1	(5)	ア	有資格者の配置	要求水準書（案）に関する質問書への回答No. 277にて、配置する者は西部処理区運営事業と包括的民間委託で兼務可能との趣旨の回答を頂いております。これは、業務責任者についても当てはまる（包括的民間委託において常時従事する業務責任者は、要求水準書第4章1(4)イで定める運営権対象施設において常時従事する業務責任者と兼務可能）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただしその他の要件を満足する事が必要です。

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
76	34	第9	2	(2)	ア	ガスの調達管理	各施設の過去3年間におけるガスの使用量および年間費用の開示をお願いいたします。	ガスは施設の維持管理に要するものではないので開示の予定はありません
77	34	第9	2	(2)	イ	通信の調達管理	各施設にある監視システムの通信の年間費用を過去3年間において開示をお願いいたします。	別途開示します。
78	35	第9	2	(2)		調達管理業務	本項のア～ウでガス、通信、燃料その他の調達管理が挙げられていますが、薬品調達は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	包括委託施設では設備の運転で薬品を使用する対象がありません。必要であれば事業者側で調達となります。
79	35	第9	2	(2)		調達管理業務	本項のア～ウでガス、通信、燃料その他の調達管理が挙げられていますが、電力・水道の調達は事業者の業務範囲に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	36	第9	2	(2)		調達管理業務	調達管理業務の中に電力は含まれておりませんが、電力料については、引き続き貴市が電力会社と契約し、市が直接支払いを行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	35	第9	2	(3)		廃棄物管理業務	「真締川ポンプ場から発生する沈砂は事業者により搬出を行い、・・・」とありますが、国交省により、包括的民間委託の受託者は管理者の補助者との位置づけから、搬出の再委託は可能との認識ですが、この理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
82	35	第9	2	(3)		廃棄物管理業務	「真締川ポンプ場から発生する沈砂は事業者により搬出を行い、それ以外のし渣、沈砂の搬出に当たっては市が実施する運搬担当者への引き渡しを行うこと。」と記載されています。真締川ポンプ場以外の廃棄物に係る費用は、市の負担との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
83	36	第9	2	(4)	ア	人員配置基準	「雨水ポンプ施設の運転経験3年以上を有する人員を配置すること。」とあります。人口減少や高齢化により運転従事者の確保が難しくなる将来において、この条件があることによって常に運転経験を積ませるための余剰人員を確保せざるを得ないことを懸念しています。左記が由来で運転従事者の人件費が増大し、上限額におさまらないことにより辞退せざるを得ないことも同時に懸念されます。「雨水ポンプ施設の運転経験3年以上を有する人員を配置すること」という条件を削除いただく（応募者の提案内容とする）、または本条件を緩和する（巡回点検等の経験もこれに含む等）、または上限価格の見直しをお願いします。	エンジン形式の雨水ポンプ施設の運転経験 1 年以上を有するものに緩和する方向で検討します。
84	36	第9	2	(4)	ウ	その他	「小串ポンプ場及び～、現状の運転仕様書を参考に市と協議の上定めること。」とありますが、協議の時期は事業開始前の準備期間という理解でよろしいでしょうか。 また、提案書提出時には雨水ポンプ施設のサービス対価が決定している状況のため、協議によって、貴市が提案内容を上回る事項を要望された場合には、サービス対価の金額を変更できるという理解でよろしいでしょうか。	協議の時期は事業開始前の準備期間です。なお、提案内容を上回る要望は考えておりません。
85	36	第9	3	(1)	カ	電気工作物に関する事項	包括的民間委託対象施設において事業者は、電気事業法上の「みなし設置者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。なお、事業者が「みなし設置者」である場合は、設置者（市）と事業者との電気事業法上の責任分担等が約款A及び要求水準書の双方に記載がありませんので、約款又は要求水準書のいずれかに記載が必要と考えますので、追記をお願い致します。	事業者はみなし設置者となります。。本事業では、電気設備維持管理に関して効率的な運用を期待するものですので、電気事業法他関係法令に抵触しない範囲で、運営権者に保安規定の策定を求めます。
86	36	第9	3	(1)	カ	電気工作物に関する事項	包括的民間委託対象施設において事業者は、電気事業法上の「みなし設置者」との理解でよろしいでしょうか。なお、事業者が「みなし設置者」である場合は、設置者（市）と事業者との電気事業法上の責任分担等が約款A及び要求水準書の双方に記載がありませんので、約款又は要求水準書のいずれかに記載が必要と考えますので、追記をお願い致します。	No85の回答を参照下さい

No	見出し符号					項目名	内容	回答
	頁	章	節	項	目			
87	36	第9	3	(1)	力	電気工作物に関する事項	包括的民間委託対象施設において事業者は、電気事業法上の「みなし設置者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。なお、事業者が「みなし設置者」である場合は、設置者（市）と事業者との電気事業法上の責任分担等が約款A及び要求水準書の双方に記載がありませんので、約款又は要求水準書のいずれかに記載が必要と考えます。追記をお願い致します。	No85の回答を参照下さい
88	37	第9	3	(3)		修繕業務	「事前に当該修繕の内容・費目を見積書として市に提出」との記載がありますが、見積書の発行者はSPCではなく、外部業者の発行でよろしいでしょうか。	外部業者の見積もりでも結構です
89	37	第9	3	(3)	ア	修繕業務	「内製による対応については部品等購入費に限る」とありますが、部品購入の場合にも内容によらず見積書の提出が必要になりますでしょうか。	部品購入の場合も見積書の提出をお願いします
90	37	第9	3	(3)		修繕業務	「事業者は、各施設の修繕業務に係る費用として、10,000,000 円（税抜）/年を計上するものとし、計上した費用を上限として、修繕業務実績により各年度毎に清算するものとする。」とございますが、サービス対価とは別に年間1千万円までは、修繕費の実費精算が行われるとの理解で良いでしょうか。また、仮に年間の修繕費が1千万円を超える場合の取扱いをご教示下さい。	修繕費用10,000,000円/年（税抜）は総額1,024,849,000円（税抜）に含まれます。1千万円を超える場合は協議によります。
91	37	第9	4	(1)	①	市の計画業務策定に対する協力業務	①に「維持管理日報、月報、年報」との記載がありますが、維持管理日報・月報・年報について、要求水準書において、説明記載がありません。維持管理日報・月報・年報とは、具体的にはどのようなものを指しますでしょうか。ご教示ください。	開示DVD No. 9の日報を参照下さい。
92	44	別紙2				関係法令	準拠すべき基準に「山口県土木工事共通仕様書」が示されていますが、共通仕様書は事業者が独自に定めることは認められないという理解でよろしいでしょうか。	具体的に想定されているものが不明のため、交付金事業につき、原則準拠して下さい。
93	49	第11				参考資料	本項目に記載の内容は参考であり、履行義務は生じないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。